(f) The mutual agreement that implements the arbitration decision on the case shall be considered not to be accepted by a person directly affected by the case and the case shall not be eligible for any further consideration by the competent authorities of the Contracting States, if any person directly affected by the case does not, within 60 days after the date on which notification of the mutual agreement is sent to the person, withdraw all issues resolved in the mutual agreement implementing the arbitration decision from consideration by any court or administrative tribunal or otherwise terminate any pending court or administrative proceedings with respect to such issues in a manner consistent with that mutual agreement.

(g) The provisions of paragraph 5 of Article 25 of the Convention and this paragraph shall not apply to cases falling within paragraph 3 of Article 4 of the Convention.

6. With reference to Article 26 of the Convention:

It is understood that a Contracting State may decline to supply information relating to confidential communications between attorneys, solicitors or other admitted legal representatives in their role as such and their clients to the extent that the communications are protected from disclosure under the domestic law of that Contracting State.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Protocol.

DONE in duplicate at Vienna this thirtieth day of January, 2017 in the English language.

For Japan:

Kiyoshi Koinuma

For the Republic of Austria:

Schelling

税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

条約第八号

税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約

この条約の締約国は、

利益に対する租税が課されず、又は軽減される場所に人為的に利益を移転させる効果を有する積極的な国際タックス・プランニングによって政府が多大な法人税の収入を失うことを認識し、

税源浸食及び利益移転（ＢＥＰＳ）が、先進国のみでなく新興経済国及び開発途上国にとっても喫緊の課題であることに留意し、

利益を生み出す実質的な経済活動が行われ、かつ、価値が創造される場所において当該利益に対して租税が課されることを確保することの重要性を認識し、

ＯＥＣＤ／Ｇ20ＢＥＰＳプロジェクトの下において策定された一連の措置（以下「ＯＥＣＤ／Ｇ20ＢＥＰＳ措置」という。）を歓迎し、

ＯＥＣＤ／Ｇ20ＢＥＰＳ措置が、二以上の国又は地域における課税上の取扱いの差異（ハイブリッド・ミスマッチ）を利用する仕組みに対処し、条約の濫用を防止し、恒久的施設の地位の人為的な回避に対処し、及び紛争の解決を改善するための租税条約関連措置を含むことに留意し、

多数国間において、税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を迅速に、協調して、及び一致して実施することを確保することの必要性を認識し、

所得に対する二重課税を回避するための既存の協定が、当該協定の対象となる租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（当事国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために当該協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁（あさ）りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するものと解されることを確保することの必要性に留意し、

所得に対する二重課税を回避するための既存の協定のネットワーク全体において、当該協定のそれぞれについて二国間で再交渉することを要することなく、合意された変更を同時に、かつ、効率的な方法によって実施するための効果的な枠組みの必要性を認識して、

次のとおり協定した。

第一部　適用範囲及び用語の解釈

第一条　条約の適用範囲

この条約は、次条（用語の解釈）1(a)に規定する全ての対象租税協定を修正する。

第二条　用語の解釈

1　この条約の適用上、次の定義を適用する。

(a)　「対象租税協定」とは、所得に対する租税に関する二重課税を回避するための協定（他の租税を対象とするか否かを問わない。）であって、次の全ての要件を満たすものをいう。

(i)　次のいずれかに該当する国又は地域であって二以上のものの間において効力を有すること。

(A)　締約国

(B)　当該協定の当事者である地域であって、締約国が国際関係について責任を負うもの

(ii)　各締約国が、この条約の対象とすることを希望する協定として寄託者に通告した協定及び当該協定を改正する文書又は当該協定に附属する文書であって、題名、当事者の名称、署名の日及びその通告の時において効力を生じている場合には効力発生の日によって特定されるものであること。